

中央環境審議会 土壤農薬部会 農薬小委員会 (第 49 回)
議事要旨

1. 日 時 平成 28 年 1 月 15 日 (金) 13:30~15:10
2. 場 所 中央合同庁舎 5 号館 厚生労働省共用第 6 会議室
3. 出席委員 委員 白石 寛明 (委員長)
臨時委員 浅見 真理 天野 昭子
染 英昭 築地 邦晃
細見 正明 山本 廣基
専門委員 浅野 哲 稻生 圭哉
内田 又左衛門 山本 裕史 (敬称略 五十音順)

4. 議 題

- (1) 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準として環境大臣の定める基準の設定について
(2) 水質汚濁に係る農薬登録保留基準として環境大臣の定める基準の設定について
(3) その他

5. 議 事

- 審議については、土壤農薬部会の運営方針の非公開とする理由に該当しないことから、公開で行われた。
○ 諮問事項「農薬取締法第 3 条第 2 項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について」に関して審議が行われた。

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定については、7 農薬 (アラニカルブ、ウニコナゾール P、シロマジン、チフェンスルフロンメチル、テブチウロン、トリホリン及びフルエンスルホン) について審議が行われた。当該 7 農薬について、審議の結果、事務局案により基準を設定することとされた。

水質汚濁に係る農薬登録保留基準については、3 農薬 (ピコキシストロビン、フェンメディファム及びメトコナゾール) について審議が行われた。審議の結果、事務局案により 2 農薬 (ピコキシストロビン、フェンメディファム) の基準の設定及び 1 農薬 (メトコナゾール) の改正をすることとされた。

以上